

次期横須賀市男女共同参画プランの策定について

I 次期横須賀市男女共同参画プランの策定手順

(1) 素案の作成（～9月）

○審議会での審議（6月～）

- ・体系・構造
- ・計画期間
- ・計画名称
- ・指標・数値目標
- ・事業内容 等

○各事業の主管課との調整

(2) 案の作成（～10月）

(3) パブリック・コメント手続き（11月実施予定）

(4) 計画の決定（3月）

↓

新プラン開始（4月）

2 次期横須賀市男女共同参画参画プランの策定スケジュール

年	月	審議会
R 8 (2026)	4	(事務局) 新プラン全体像の作成・検討
	5	
	6	<p>第1回審議会(6月下旬予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 <p>○新プラン全体像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案の検討 ・ 体系 ・ 計画期間 <p>議会 一般報告：背景、策定方法、スケジュール</p>
	7	(事務局) 各事業の主管課との調整・ヒアリング開始～9月
	8	<p>第2回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回の続き ・ 新プラン案の内容検討
	9	議会 一般報告：パブコメ実施について
	10	<p>第3回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新プラン案の内容検討②→パブコメ案の確定
	11	パブリック・コメントの実施
R 9 (2027)	1	<p>第4回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パブコメ回答について ・ 新プラン案の修正確認
	2	<p>第5回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の検討(新プラン案の完成)
	3	<p>議会 一般報告：策定について</p> <p>審議会から答申</p>

3 次期横須賀市男女共同参画プランの骨子（案）について

(1) 概要（案）

計画期間案：令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）の5年間（案）

→・国の第6次男女共同参画基本計画の計画期間が5年間

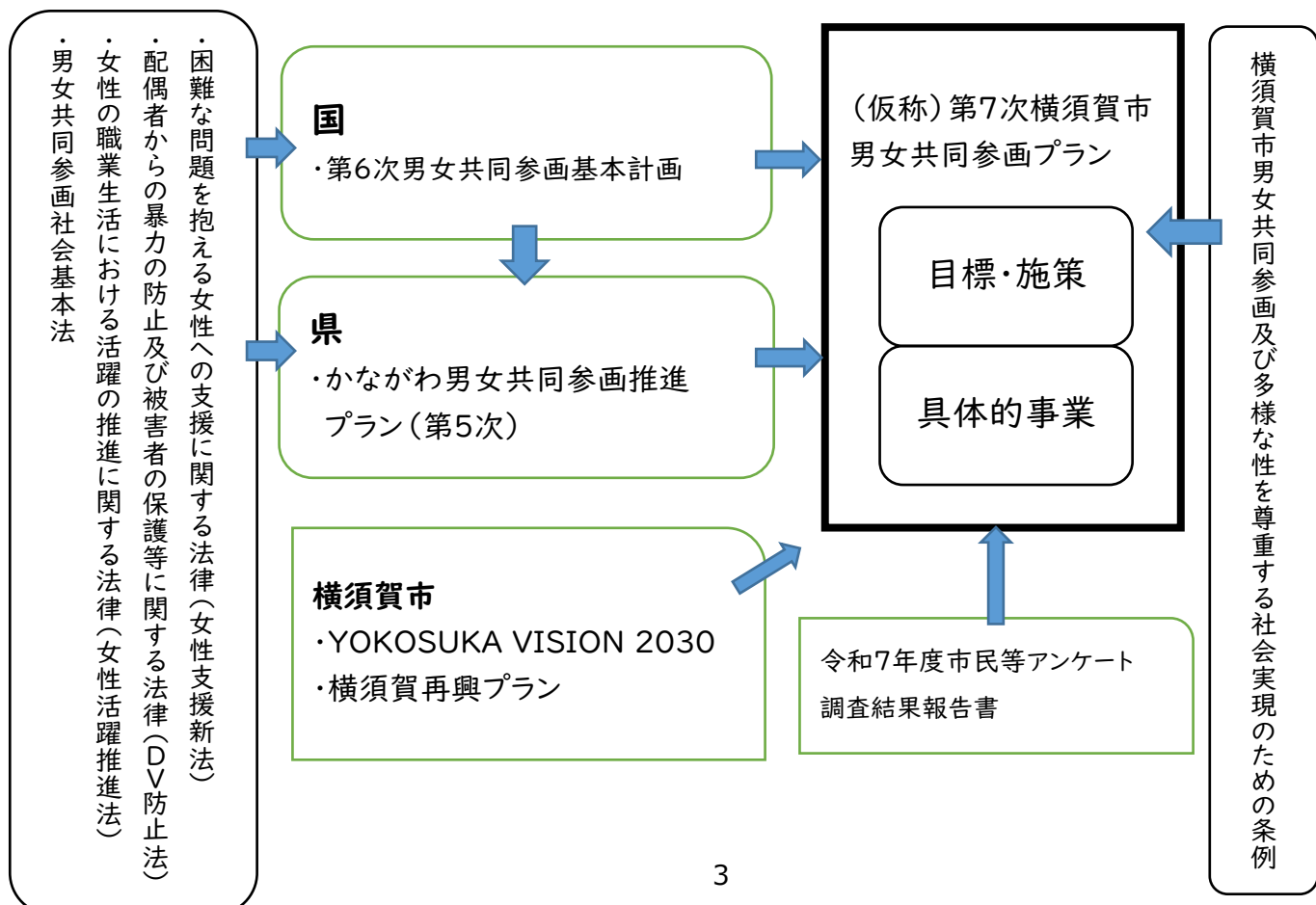
・第6次基本計画：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

・市のプランを5年間にすることで、国の計画が策定された次年度に市のプラン策定を行うことができ、国の動向を速やかに反映できる。

計画内容：「男女共同参画推進及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の基本理念をはじめ、第6次プランを引継ぎ・踏襲しながら、第6次プラン策定後の社会情勢や国の「第6次男女共同参画基本計画」や神奈川県プラン、第6次プラン策定後の社会情勢を踏まえ、性別等にかかわらず、すべての“ひと”が自分らしく輝けるまちを目指します。

計画の位置づけ

- ① 国「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく市町村男女共同参画計画
- ② 「横須賀市男女共同参画推進及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」第10条に基づく基本計画
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条に基づく市町村推進計画
- ④ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3に基づく市町村基本計画
- ⑤ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）第8条に基づく市町村基本計画



4 次期横須賀市男女共同参画プランの方向性（案）

○全体

- ・国の「第6次男女共同参画基本計画」、神奈川県「かながわ男女共同参画プラン（第5次）」を踏まえた内容
- ・令和7年度に実施した市民等アンケート調査結果を踏まえた内容
- ・第6次プラン策定後の社会情勢を踏まえた内容

次期プランに盛り込むことを検討する事項

- ・若年層への啓発
- ・男性への支援
- ・中高年層の女性への支援
- ・性差に応じた健康支援の強化

○令和7年4月の条例改正により、現在の第6次男女共同参画プランと条例の内容の整合性が取れている（内容が一致している）状態です。

○「ジェンダー」の捉え方が様々な状況（※）であることから、次期プランにおいても、「ジェンダー平等」と「多様な性の尊重」を両軸とし、それぞれに関する課題を明確にする形を継承する。（※「ジェンダー」の問題を、「多様な性、性的マイノリティの件と捉える人がいるため等」）

■ジェンダー平等に関する主な課題

- ・固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）の解消
- ・女性の職業生活における活躍の推進
- ・男女の賃金格差是正の推進

■多様な性の尊重に関する主な課題

- ・多様な性の尊重に関する理解の促進
- ・性的マイノリティ（LGBTQ+）当事者に対する支援の推進

○令和6年度に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の内容については、神奈川県が令和6年度に策定した「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」（令和6年度～令和10年度）を踏まえ、所管部局であるこども家庭支援センターと今後協議を重ね、次期プランに反映させます。

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律】

第八条

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第6次男女共同参画プランの体系図（全体像）

目 標		施策の方向性		施 策	
1	ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり	1	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり	1	市役所における理解促進・意識啓発
				2	市民に対する理解促進・意識啓発
				3	学校教育における理解促進・意識啓発
				4	事業者等に対する理解促進・意識啓発
				5	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供
		2	性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援	6	性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する支援
2	全ての人が活躍できる環境づくり ※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画	3	女性の活躍推進・参画促進※	7	女性の活躍に向けた支援
				8	政策・方針決定過程への女性の参画促進
		4	ワーク・ライフ・バランス等の推進 ※	9	ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援
				10	男性の家庭や子育てへの参画促進
		5	子育て・介護の環境整備	11	子育て支援の充実
12	介護の相談支援の充実				
3	生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり	6	健康支援の推進	13	生涯を通じた健康支援
				14	性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重
4	全ての人が安心して暮らせる環境づくり	7	様々な困難を抱える人への支援	15	女性のための相談支援の充実
				16	ひとり親家庭への支援の充実
				17	困難な問題を抱える人への相談支援の充実
5	ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画	8	ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶	18	ジェンダーに基づく暴力の防止に関する啓発
				19	ジェンダーに基づく暴力に対する相談支援の充実
				20	様々なハラスメントの防止対策の推進

(参考)「第6次横須賀市男女共同参画プラン」策定後の主な動き

時 期	内 容
令和5年4月 (2023年)	<p>■「第6次横須賀市男女共同参画プラン」策定</p>
令和5年度 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)改正(2024年施行) →保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化等 ・刑事法の整備：強姦性交等罪を不同意性交等罪に変更 ・こども家庭庁と内閣府の合同会議において「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」決定 ・LGBT理解増進法公布・施行 ・(国)男性及び男児のための性暴力被害者ホットライン開設 ・(国)第5次基本計画の一部変更を閣議決定 →企業における女性登用の加速化及びテレワークに係る成果目標の設定 ・(県)「第5次かながわ男女共同参画推進プラン」策定
令和6年度 (2024年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」施行 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)及び「次世代育成支援対策推進法」改正 →子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充 ・(県)かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画(令和6年度～令和10年度)策定
令和7年4月 (2025年)	<p>■「横須賀市男女共同参画と多様な性を尊重する社会実現のための条例」改正</p> <p>→主な改正点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 性別等に基づく暴力に関する規定の見直し→性別等に関わらず「誰もが被害者になりうる」という考え方を条例に反映 (2) 「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方の反映 →「性と生殖に関する健康と権利」の考えについて、包括的な性の健康と権利を含む内容に改正 (3) アウティングの禁止、カミングアウトの強制・制限を禁止する規定の明確化→アウティングの禁止とカミングアウトの強制・制限について明確化
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の改正 →期限の10年間の時限延長(令和18年3月31日まで) →常時雇用する労働者数101人以上の一般事業主及び特定事業主に対する、男女間賃金格差・女性管理職比率の情報公開の義務付け等 ・国の男女共同参画センターの法的位置づけが明確化。機能強化へ
令和8年3月 (2026年)	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定(予定)